

## 京都帝国大学の創立をめぐって —井上構想の放棄と関連して—

西山 伸†

### はじめに

京都帝国大学は、1897（明治30）年6月22日公布の勅令第209号によって、東京に置かれていた帝国大学に次ぐ第二の大学として設置された。勅令第209号の条文は次のとおりである。

第一条 京都ニ帝国大学ヲ置キ京都帝国大学ト称ス

第二条 京都帝国大学ノ分科大学ハ帝国大学令第九条ニ依ラス法科大学医科大学文科大学及理工科大学トス

第三条 京都帝国大学ノ分科大学及分科大学中ノ各学科開設ノ期日ハ文部大臣之ヲ定ム

京都帝国大学の設置は、単に一つであった帝国大学が二つに増えた、ということを表しているのではなく、日本の高等教育制度の中で、帝国大学がその地位を確固たるものにした、という意味ももっていた。というのは本論で述べるように、京大設置までは、様々な主体によって語られていた教育改革論において、帝国大学を進学体系からはずして純粋な研究機関として位置づけ、帝国大学とは異なった実業的な教育を行う大学を全国にいくつか設置するという案が繰り返し登場しており、そしてそのような構想は案のレベルに止まらず、文部省によって実際に推し進められようとしたこともあったからである。1894年の、第三高等学校から第三高等学校への改編は、まさにそうした

方向を目指したものであり、もし事態が当時の井上毅文相の意図通りに進んでいたら京都に設置された大学は現実と異なる姿となっていたであろう。しかし、日清戦争後に井上の高等教育政策が放棄され、京都に新たな帝国大学が設置されるとともに、そうした案は次第に現実的ではなくなり、大きく言えば現在まで続く大学を頂点とした進学体系が定着していくことになったのである。

本論は、こうした観点を踏まえ、京大設置に至る経緯を、当時の教育改革論や地元京都の動向、さらに日清戦争後に一気に具体化していく流れを追いながら明らかにすることを課題とする。

以上のような、日清戦争前後の高等教育政策は、これまであまり研究の対象となっていない。井上毅の高等教育政策については、かつて寺崎昌男が井上の個人資料である『梧陰文庫』資料を駆使して分析しており<sup>1)</sup>、本論も多くを拠っている。また、京都大学では1997年から2001年にかけて『京都大学百年史』全7巻を刊行している。本論では、こうした成果を取り入れつつ、前記の課題について考察することとする。

### 1 帝国大学・高等中学校の発足

1886（明治19）年、第一次伊藤博文内閣の森有礼文部大臣のもと、学校令と言われる一連の法令が公布された。帝国大学令（3月2日公布）・

† 京都大学大学文書館教授

師範学校令・小学校令・中学校令（いずれも4月10日公布）がそれで、これにより維新後改編を繰り返してきた学校体系の基本がようやく整備されることとなった。そして、その中で帝国大学は、尋常小学校・高等小学校・尋常中学校・高等中学校と続く進学体系の頂点に位置づけられた。

帝国大学令（全14条）の第一条から第四条までに、帝国大学の基本的性格が示されている。条文は次のとおりである。

第一条 帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トス

第二条 帝国大学ハ大学院及分科大学ヲ以テ構成ス大学院ハ學術技芸ノ蘊奥ヲ攷究シ分科大学ハ學術技芸ノ理論及応用ヲ教授スル所トス

第三条 分科大学ノ学科ヲ卒ヘ定規ノ試験ヲ経タル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第四条 分科大学ノ卒業生若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者ニシテ大学院ニ入り學術技芸ノ蘊奥ヲ攷究シ定規ノ試験ヲ経タル者ニハ学位ヲ授与ス

まず、帝国大学が扱う學術技芸は、国家にとって必要なことでなければならぬと定められた。そして、その學術技芸の教育（「教授」）と研究（「攷究」）が帝国大学の目的であり、それらは分科大学と大学院がそれぞれ担うこととされた。さらに、大学院で研究を行い試験を経た者に学位を授与することで、帝国大学と学位制度が密接に結びつくことになった。教育と研究を行うという帝国大学の目的は、従来の高等教育機関にはなかったものであった。

一方、帝国大学への進学課程にある高等中学校は、中学校令によって規定された。その第一条から第四条までは次のとおりである。

第一条 中学校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル

教育ヲ為ス所トス

第二条 中学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス  
高等中学校ハ文部大臣ノ管理ニ属ス

第三条 高等中学校ハ法科医科工科文科理科農業商業等ノ分科ヲ設クルコトヲ得

第四条 高等中学校ハ全国北海道沖縄県ヲ除クヲ五区ニ分画シ毎区ニ一箇所ヲ設置ス其区域ハ文部大臣ノ定メル所ニ依ル

中学校令公布とともに、東京大学への入学予備教育を行っていた大学予備門が第一高等中学校になり、明治2年設置の舎密局および洋学校以来の伝統をもち大阪にあった大学分校が第三高等中学校へと改編された。さらに、翌1887年には第二高等中学校が仙台に、第四高等中学校が金沢に、第五高等中学校が熊本に新設され、第四条に定めるところの全国五区における官立高等中学校が出揃った。

中学校令では尋常中学校と高等中学校の役割分担が明示されているわけではなかった。また中学校の目的も「実業ニ就カント欲」する者と「高等ノ学校ニ入ラント欲」する者の両方に教育を行う、すなわち専門教育と普通教育の両面を挙げていた。第三条の高等中学校に専門分科を置けるとした条文からも、高等中学校が帝国大学への進学だけを目的とした学校ではないことを示していた。高等中学校に与えられたこうした二種類の性格は、この後問題とされるようになる。

なお、当初大阪に置かれた第三高等中学校は、3年後の1889年に京都に移転した。舎密局以来の大阪城西側の校地は手狭であり、移転することは早くから決められていたが、行き先が京都となったのは、移転に要する経費のうち約10万円を京都府が負担したからである。地方税を直接官立学校に支弁することを認めない地方税規則との整合性に京都府は苦しみ、府議会も紛糾したが当時の北垣国道知事が強引に押し切ったとされる<sup>(2)</sup>。

また、京都における校地の選定にあたっては、

1886年12月に森文相自らが現地を視察し、「愛宕郡吉田村の内吉田山神楽岡の西旧尾州藩邸地」に決定した。その理由は「吉田山の辺りは水質純良なるうへ東の方の吉田山を除くの外三方は皆田野」であり、学問するためには環境がよいことであるとされた<sup>(3)</sup>。この校地は後述するように京大創立とともに京大に譲られることになる。

## 2 教育改革論・京大設置論の登場

こうして始まった高等教育制度に対しては、設置されたばかりの帝国議会における民党や議会外の教育関係者から批判が投げかけられるようになる。

例えば、1891年2月20日の第1議会衆議院においては、自由党党员で医学者の長谷川泰が文部省の予算案に対して「私ハ此ノ原案ノ第一高等中学校ヨリ、第五ニ至リマス迄ノ高等中学校ヲ全廢致ス精神デアリマス」「本員ノ精神ハ文部省ハ色々ノ学校ニ手ヲ出サズシテ、帝国ノ高等教育即大学ヲニツ東西両京ニ各大学ヲ一ツ、而シテ東西両京ニ大学予備門ヲ一ツ宛テ設ケルコトガ、此ノ日本ノ学問ノ進歩ヲ増シ、即學術ノ真理ヲ発見シテ、我ガ帝国ノ光ヲ外国ニ輝スニハ、此ノニツヨリ外ハナイ、即此ノ全力ヲ此ノニ大学ニ中学ニ張ル方ガ、寧ロ小店ヲ沢山ニ拵ヘルヨリ、策ノ得タルモノデアリマス」<sup>(4)</sup>と述べていた。

このように自由党の主張は、第一と第三を除く高等中学校の廃止であったが、これは当時の彼等の民力休養、政費節減というスローガンに沿うものであった。そして、この主張にも全く根拠がないわけではなかった。第一以外の地方の高等中学校では当初なかなか生徒が集まらず、1889年の段階でも第二および第五高等中学校では本来の課程である本科には1人の入学者もいない状態であった。すべての高等中学校が卒業生を送りだすのはようやく1892年のことであって、その前年までの高等中学校卒業生の合計898名のうち91%の

814名が第一高等中学校の卒業生であった<sup>(5)</sup>。こうした実態を捉えて、自由党が第一と、それに次ぐ規模の第三を除く高等中学校の廃止を唱えたのであった。

一方で、より教育論的観点から改革の必要を唱える議論もあった。その代表ともいえるのは当時東京音楽学校長であった伊沢修二の主張である。伊沢は、1891年8月、自らが創立した国家教育社の第1回大集会において「国家教育ノ形体」という題の演説を行っている<sup>(6)</sup>。そこで伊沢は、維新後の日本の教育制度が、西洋の学問を取り入れた大学と、「読書算」を教える小学校の双方を起点としており、この両者の格差が非常に大きい、と問題点を指摘している。そして「今日ノ中等教育ハ、何ノ為メニ設ケテアルカト云フ哀レナ位地ニナル。誠ニ悲シム可キ事デアル。何故サウナルカト申スト、上ノ方ニハ、非常ニ高イ大学ガアリ、下ノ方ニハ、マダ幼稚ナ小学ガアル。此上下ノ接ギ合ハセテ、中学ニ持込デ来テ、学校系統ノ不完全ヲ、自ラ証明シテ居ルノダ。斯ル有様デアルカラ、今日少シ許リ中学ノ課程ヲ直シタ位デハ、到底何ノ功モ奏スル事ハ出来マイト思フ」と、初等、高等教育の狭間にある中等教育にそのしわ寄せがきていると述べた。そのため「兎モ角モ十分ナ高等教育ヲ受ケテ、十分ナ人物ニナリ、博士ノ学位ヲ得ヤウト云フノニハ、修業年限中一年モ損ガナク、一科ヲ欠ク事モナクシテ、身体モ健全、金モ続キ、才学モ上達シ、万事完備シテ居テモ、三十歳マデハ掛リマス」と、「早熟ノ人種」である日本人にとって大学卒業までに時間がかかるのは大きな問題である、という。

そこで伊沢は高等教育に関しては、高等中学校を廃止するとともに、「今日日本ニ行ハレ居ル大学ノ程度ハ、一言以テ之ヲ評スレバ、高キニ過ギルト云ウテ差支ナカラウト思フ」と、大学の程度を低くして実用的な人物の養成を図り、官立および私立の大学を増やすことを提唱した。その上で、

研究者養成については大学院で行えば十分であると述べたのである。

帝国大学が求める学力水準が国民の実態から乖離しているにも関わらず、大学進学希望者が少なくないため、中等教育が実用的でなくなり硬直してしまっている、という伊沢の指摘は、当時の日本の教育制度の本質的な問題点を突いたものであった。

以上のように、当時の教育改革論の中心は高等中学校の廃止であったが、それとともに第二の帝国大学設置の要求も表面化していた。前述の長谷川泰の発言中にも「東西両京ニ各大学ヲ一ツ」という文言があったが、その長谷川は翌1892年の12月24日、鈴木萬次郎とともに第4議会衆議院に「関西ニ帝国大学ヲ新設スル建議案」を提出し、これまでより具体的に関西に大学を設置するよう求めた<sup>(7)</sup>。そこで長谷川は、現在の帝国大学は「他ニ競争者ナキカ為メ」教員の学術研究も進まず学生の学力も低下してしまっている、「故ニ東京帝国大学ノ外更ニ関西ニ一ノ大学を設立スルハ教育上最須要ナルコト、信スルナリ」と述べている。すなわち、既設の帝国大学の競争者として第二の大学が必要であり、お互い切磋琢磨して研究・教育を進めるべきであると主張したのであった。その一方で、設置・維持のための経費については「彼ノ不必修ナル三四ノ官立学校ヲ廢シ其金額ヲ以テ之ニ充レハ其維持費ニ於ケル定額ノ如キハ綽々トシテ余裕アリ」と述べており、京都帝国大学設置論が、前年来の自由党の主張通り第一・第三以外の高等中学校の廃止とセットになっていることが分かる<sup>(8)</sup>。

こうした自由党の議論とは別に、当時帝国博物館（現在の東京国立博物館）総長であった九鬼隆一は、1891年8月に「京都大学条例」と題した私案を作成している<sup>(9)</sup>。これは、全43条からなり、天皇の保護の下、大学に独立した法人としての権利をもたせ、学外者も含めた管理機関として商議

会を設定するなど、「京都大学」の基本的構成について定めたものである<sup>(10)</sup>が、公表されたかどうかは不明である。九鬼は、1892年10月15日に開会した関西地方教育者大集会においても「京都大学設立考按」を発表し、「今日新に大学を京都に設置し以て東京に対峙せしめ而して関東関西互に相磨励せしむるときは智識競進學術普及の法挙るのみならず文教風俗の上に在ても大いに裨補する所あらんとす」<sup>(11)</sup>と、東西両大学の競争の必要性という観点から、京都大学の設置を求めている。

このほか、少し後になるが京都府議会議員だった上野弥一郎が1894年4月8日に「京都大学校設立ノ企望ヲ本会ヨリ文部大臣へ建議スルノ説明」を作成している<sup>(12)</sup>。こうした九鬼や地元京都での大学設置要求の動きを自由党は取り入れて、議会での審議を要求したのであろう。

その一方で、政府側にも第二の帝国大学設置への動きがなかったわけではない。1893年3月14日、帝国大学教授でのち総長を務めた外山正一は井上毅文相宛に「大学新設得失に関する意見」を提出している<sup>(13)</sup>が、そこでは「小生は先年芳川文部大臣まで一の意見書を差出し其の中に左の如く述べたることありき」と述べ、競争者の必要性和中央集権の弊害除去のため「帝国大学の外に更に尚ほ一個の大学を設立すること必要ならん」と第二の帝国大学設置を求めている。芳川顯正の文部大臣在任は1890年5月17日から翌年5月31日までだから、自由党の主張と同時期に政府側も検討を行っていたことになる。もっとも、外山は「今の帝国大学の経費を節減し若くは現存文部直轄学校中の何れかを廃して新大学を設立せんとするが如き考案には大反対の者なり」と述べており、この点は自由党と異なっていた。

### 3 文部省の動き（1）—井上文相の構想—

1893年3月7日、大日本帝国憲法の起草に関わり法制官僚として知られた井上毅が第二次伊藤博

文内閣の文部大臣に就任した。井上は、文相に就任すると、まず帝国大学令を改正して、講座制を導入したり、各分科大学の教授会を制度化するなどの改革を実行した。

次いで井上は、高等中学校制度の改革に乗り出した。早くも就任2カ月あまり後の5月25日には伊東巳代治内閣書記官長宛の手紙の中で「維新後今日迄施行シ来レル経験ニ而、現在の教育法ハ稍迂遠に近く、人民の程度ト国家の須要ニ適セサル事ヲ證明セリ」と述べた上で、「大学中小学ニ亘りて、其の学制を変更セサルヲ得ズ、略言すれハ学年ヲ短縮シ、廿三四歳ニシテ大学ヲ卒業スルノ軌轍ヲ取ラザルヲ得ズ」<sup>(14)</sup>と、前述の伊沢の教育改革論と同趣旨の大学卒業までの学年短縮論を主張している。

井上の改革案は同年10月頃には具体的な構想になっていたと考えられる。残された史料のなかにある「甲 高等中学改正案」がそれで<sup>(15)</sup>、そこで井上は、日本の学制は帝国大学と小学校が先行して、中学は発達を欠いていたと問題点を指摘した上で、その結果現在の高等中学校は大学の予備門としての機能が最優先され「修業年限ヲ過長ナラシムルコト」「教科ノ繁多ニ失スルコト」「学芸理論ノ応用ニ乏シキコト」という弊害が生じている、そこで年限を短縮し、進学のための高等普通教育ではなく専門教育を行う場として再編成する必要があると主張したのである。さらに、「現在ノ五高等中学校ヲ専門学校トスルノ改正ハ後日ニ至リ此ノ専門学校ニシテ其ノ目的ヲ達シ設備教科俱ニ完全ヲ得ルニ至ラハ即チ地方大学タルノ実ヲ顕ハスヘク」と、高等中学校から改編された「専門学校」をいずれ「地方大学」とすることを想定していたのである。そして、これに合わせて現在の帝国大学も、研究を行う大学院を分離拡張して「偏ニ学理的専門教育ノ府トシ世界各国ト學術ノ光ヲ争フニ足ルノ度ニ達セシメ」ようと構想した。

つまり井上は、高等中学校が有していた専門教

育と普通教育という二種類の性格のうち、前者に一本化し、将来的にはこれを最高の教育機関とする、同時に帝国大学は研究中心の機関に再編して進学課程からはずすことを考えていたのであった。これは、前述の伊沢修二の議論に非常に近い構想であるといえる。

井上は、こうした構想を実現するための法令制定を目指していたが、それは翌年6月25日になってようやく公布された。高等学校令である。その第一条から第四条は次のとおりである。

第一条 第一高等中学校、第二高等中学校、第三高等中学校、第四高等中学校及第五高等中学校ヲ高等学校ト改称ス

第二条 高等学校ハ専門学科ヲ教授スル所トス但シ帝国大学ニ入学スル者ノ為メ予科ヲ設クルコトヲ得

第三条 高等学校ハ其附属トシテ低度ナル特別学科ヲ設クルコトヲ得

第四条 高等学校ニ於テ設クル所ノ学科及講座ノ数ハ文部大臣之ヲ定ム

しかし、公布された高等学校令には、当初の井上の構想とは異なる点があった。それは第二条で高等学校の目的として「専門学科ヲ教授スル所トス」としながらも、立法過程における内閣内部の反対で帝国大学入学者のための予科を設けることも認められた点であった。これは、井上の立場からすると、最も本質的なところで妥協を余儀なくされたことを意味していた。

とはいえ、新たに発足した高等学校は、それまでの高等中学校制度からの大きな改編であった。そして井上が、そのいわばモデルケースとして選んだのは京都の第三高等学校であった。

7月12日公布の文部省令第15号によって、第三高等学校には法・医・工の三学部が、第一、第二、第四、第五高等学校には医学部と大学予科が置かれることになった<sup>(16)</sup>。つまり、井上構想はとりあえず第三高等学校に限定して始まったのであった。

井上にしてみれば、すべての高等学校を専門教育中心にすることは抵抗が予想され、第一高等学校は帝国大学への予備教育機能が定着している現状を考えると、第一に次いで安定していた第三高等学校でまず試行し、将来的には他の高等学校にも同様の改編を行おうとしていたのではないかと推測される。

そして、この改編に伴い、第三高等中学校本科・予科に在学していた生徒は第三高等学校に行き場所がなくなったため、他の高等学校に分かれていくことになった。高等学校令公布に先立つ5月11日、高等中学校長会議において第三高等中学校生徒をどのように各学校に分配するかが決定された<sup>(17)</sup>。7月7日には各高等学校へ去っていく292名の生徒を送る分袂式が行われている。

唯一井上構想のとおり改編された第三高等学校からすると、複雑な感情があったのではなかろうか。他の高等学校とは異なり、井上構想の具体化のいわば嫡子として認められたという思いの反面、将来的に「大学」になる可能性があるとはいえ、その大学は東京に現存する帝国大学とは異なるものであり、それは従来設置を要求していた「京都大学」とは隔たりがあった。だから、第三高等学校の折田彦市校長は「今回の改革は実に関西大学の一階梯と為り多年京都人士が熱望せる大学の設置に一步を近づけたるものと云ふべし」と改編を評価しつつ

九月より設置する此専門学校は一方より見れば其程度低きが如く思ふ人もあるけれども其実決して然らず已に中等教育を修了したる学力ある人が進んで専門学科を修むるの処にして唯だ帝国大学に於ける外国語の如き修学に多くの年月を要するものを省き応用学科を主としたるのみにて決して程度の低きにあらず<sup>(18)</sup>

と、新しい第三高等学校の「程度低き」を心配する向きを否定しなければならなかったのである。

いずれにしろ、井上構想がこのまま進めば京都

に設置されるかもしれなかった「大学」は、現実に置かれたものとはかなり異なった姿になっていたはずである。しかし、この後井上の病気による文相辞任（8月29日、翌1895年3月17日死去）、日清戦争終結（1895年4月17日講和条約調印）を経て、第二の大学設置をめぐる動きは大きく転回することになる。

#### 4 文部省の動き（2）一日清戦争後一

日清戦争が終結してから第二の帝国大学設置の動きはにわかに活発になった。戦争中に就任していた西園寺公望文相のもと、文部次官牧野伸顕・文部省専門学務局長木下広次・文部省会計課長永井久一郎・第三高等学校長折田彦市の4名が創立委員に任命され<sup>(19)</sup>、創立計画案作成ののち、1895年12月には帝国議会で設置が提案されるという慌ただしさであった。

現在、京大の創立計画案は何種類か残されている<sup>(20)</sup>。そのうち、最も早く作成されたと推測される「京都大学創設計画案」<sup>(21)</sup>には、記された当初案に手書きで修正が書き込まれている項目がある。当初案と修正案は次のとおり。

[当初案]

一第三高等学校ヲ更メテ京都帝国大学トナス  
一京都帝国大学ハ法科大学医科大学工科大学  
文科大学理科大学及予備科ヲ以テ構成スル  
モノトシ漸次ニ分科大学ヲ設置シ其完成ヲ  
期ス但医科大学ハ岡山ニ置ク

[修正案]

一京都ニ帝国大学ヲ置キ第三高等学校ノ土地  
建物ヲ以テ之ニ充ツ  
一京都帝国大学ハ法科大学医科大学理工科大  
学文科大学及大学院ヲ以テ構成シ漸次ニ之  
ヲ設置スルモノトス

この二項目には、相当な修正が施されている。それは、①京大は第三高等学校を改編して創るとされていたのが、第三高等学校とは全く別個に創ら

れることになり土地建物のみを譲り渡されることとなった、②法医工文理の5分科大学が置かれるとされていたのが、理と工が一緒になり、4分科大学となった、③京大進学のための予備教育を行うと考えられる予備科が置かれるとされていたのがなくなり、代わりに大学院が置かれることになった、④医科大学は岡山に設置するとされていたのがなくなった、の4点である。結果的に、京大がこの修正案のとおり設置されたことを考えると、これは注目すべき修正であった。

本論に関連して重要なのは①であり、京大が第三高等学校を改編することによって設置されるという案はかなり現実味を以て議論されていたようである<sup>(22)</sup>。④も、前述のように第三高等学校の医学部が岡山にあったことを前提としているし、そもそも京大の創立委員に折田彦市が入っていることもそのためだったかもしれない。この三高改編案が前項で述べた井上構想の直接の延長線上にあったかどうかは判断が難しい。註(22)で引用しているように新設の京大は「東京ノ帝国大学ト対立セシメ」とあるので、井上の言うところの「地方大学」ではなかったと考える方が妥当であろうが、一方では4名の創立委員について「此ノ委員ハ尚ホ井上案ノ維持者ト世間ヨリ認メラル、モ敢テ不思議ハアラサルナリ」<sup>(23)</sup>という評価もあった。いずれにしろ、③も考え合わせると当初案に想定されていた京大は東京の帝国大学よりも小規模で、どちらかと言えば研究よりも教育を重視したものであったことは間違いないであろう。

それが、修正案によって京大の位置づけは東京の帝国大学と同等であることが明確になり、名実ともに第二の帝国大学が設置される方向性が定まったと言ってよい。ただし、格は同じだが、土地建物を新たに設けるのではなく、理工工科は理工科に一本化されるなど、できるだけ経費を抑えて設置しようとしたことも見て取れる。

この修正が行われたのはいつか。この資料の表

紙に「廿六日木曜午前九時開会」「月曜日三十日」という書き込みがある。1895年でこの日付と曜日が合致するのは9月と12月しかない。前述のように議会に設置が提案されたのが12月であるから、これは9月と考えて間違いのないであろう。修正案の作成もその前後だったのではあるまいか。同資料中の予備科予算案に「九月三十日廃案」との書き込みがあるのもその推測を裏づける。

京大新設に伴って、第三高等学校には医学部と大学予科が設置されることが決まる<sup>(24)</sup>。高等学校令公布とともに廃止された大学予科の復活と、法学部・工学部の廃止の方向がこれで確定する。つまり、他の高等学校と同様の構成になったわけであり、ここにおいて井上構想は完全に放棄されたことになる。そして、第三高等学校は、京大創立とともに土地建物を京大に譲り、東一条通を挟んだ南隣に移転する。以後、三高の廃校まで京大・三高は隣接した地にそれぞれのキャンパスを構え、1949(昭和24)年の新制大学発足後は三高の校地は京大の敷地となるのである。

ところで、なぜ井上構想はかくも簡単に放棄されたのであろうか。いくつかの資料が語る京大設置の第一の理由は、高等学校大学予科卒業生の増加により、一大学では学生を収容しきれなくなったことである<sup>(25)</sup>。また、日清戦争後の産業発展が高等教育を受けた人材を要求した側面もあったであろう。京大で最初に設置された分科大学が理工科大学であることもそのためと考えられる。加えて、日清戦争で清国からの賠償金を得ることが決まり、かねてよりの課題であった財源にある程度の見通しがつくと考えられたことも大きかったであろう(もっとも、賠償金は教育関係では小学校の充実に使われており、直接京大の創立に使われたわけではない)。さらに言えば、井上構想に対して周囲がどれだけ好意的であったかそもそも疑わしい。前述のように公布された高等学校令自体が井上構想から後退したものであったし、折田三高校長の

発言に見られるような地元の反応もすでに指摘したとおりである。改革に指導力を発揮した井上が死去し、戦勝後の産業発展が期待されるなかで、外山が述べていたような当初の帝国大学増設路線に文部省が回帰したのも当然だったかもしれない。

## おわりに

京都帝国大学の創立は、冒頭で述べたように単に帝国大学の増加を意味するのではなかった。これまで見たように、帝国大学としての京大の創立は井上構想放棄の必然的結果であり、これによって、「地方大学」は設置されないことになり、帝国大学を研究機関として進学体系からははずすこともなくなった。そして大学予科がすべての高等学校に置かれたことと合わせて、高等学校・帝国大学という敗戦後の教育改革まで続く国家のエリート養成のための進学体系がとりあえず確立したのである<sup>(26)</sup>。

## 【註】

- (1) 寺崎昌男「高等教育」海後宗臣編『井上毅の教育政策』東京大学出版会、1968年。
- (2) 田中智子『近代日本高等教育体制の黎明交錯する地域と国とキリスト教界』思文閣出版、2012年。田中によると、京都府が高等中学校誘致を図ったのは地域開発や教育振興が主目的ではなく、当時の財政難の中で府の中学校や医学校の再編をこれによって行うことができると考えたからであるという。
- (3) 『日出新聞』1887年1月4日付。
- (4) 『官報 第二千二百九十一号附録』1891年2月21日、775頁。
- (5) 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史1、1984年、982・985頁。
- (6) 信濃教育会『伊沢修二選集』1958年、47-73頁。
- (7) 『官報 号外』、1892年12月25日、518頁。京都大学百年史編集委員会編『京都大学百年史』資料

編2、2000年、91頁。

- (8) 帝国大学の設置場所について、この建議案自体には「関西ニ」と述べられているだけで必ずしも京都と限定しているわけではないが、前年の「東西両京」発言と合わせて、長谷川の意図としては京都に第二の帝国大学設置を求めていたと考えて間違いないと思われる。
- (9) 前掲『京都大学百年史』資料編2、88頁。
- (10) 大学に関するこのような位置づけは、1889年4月1日に外山正一・菊池大麓ら6名の帝国大学教授が作成した「帝国大学独立案私考」に類似している（前掲『東京大学百年史』通史1、828頁）。京大創立の前後、こうした帝大独立論は何度か唱えられており、九鬼の「京都大学条例」もそうした流れの中で作られていた。
- (11) 『日出新聞』1892年10月19日付。
- (12) 前掲『京都大学百年史』資料編2、94頁。
- (13) 外山正一『山存稿』前編下、丸善、1909年、144頁。
- (14) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝史料編』第4巻、1966年、296頁。
- (15) 『梧陰文庫』B-2648。寺崎は、この案が同年10月10日付の伊藤博文宛井上書簡のなかで井上が「今日に至り着手履行すへき之必要に迫りたる方案」と述べている「別紙甲案」（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』第1巻、塙書房、1973年、455頁）であると推測している（寺崎前掲「高等教育」412頁）。
- (16) なお、すでに第三高等中学校時代に法学部と医学部は置かれていたので（医学部は岡山にあった）、このとき新設されたのは工学部であった。
- (17) 『梧陰文庫』B-2661。
- (18) 『日出新聞』1894年6月24日付。
- (19) 「京都大学創立ノ事情」（前掲『京都大学百年史』資料編2、124頁）。これは京大創立準備の過程、人事、通則の独自性などについて詳細に記した史料である。執筆者は明示されていないが、本文中に「明治三十年ノ五月内命ヲ以テ木下専門学務局長京都大学総長ニ不肖ハ理工科大学長ニ中川秘書官ハ京都大学書記官ニ決定セラレ」（125頁）とあ



るので、初代の理工科大学長になった中沢岩太であると推測できる。

(20) 「京都帝国大学創設計画案」『木下広次関係資料』識別番号木下 I -102、「京都帝国大学創立計画ニ関スル諸案」同木下 I -103、「京都帝国大学創設計画案」同 I 木下 -124、『京都帝国大学創立ニ関スル書類』識別番号 MP00106 (以上いずれも京都大学大学文書館所蔵)、「京都帝国大学創立計画ニ関スル諸案」『牧野伸顕文書』223 (国立国会図書館憲政資料室所蔵)。

(21) 註 (20) の木下 I -102。前掲『京都大学百年史』資料編 2、97 頁にも収録。

(22) 正確な日付は不明だが内容から 1895 年のものと考えられる、西園寺から伊藤首相に提出された「清国賠償金ノ一部ヲ東京及京都ノ帝国大学基本金トシテ交付セラレンコトヲ請フノ議」も大学増設を主張しているが、具体的には「京都第三高等学校ヲ拡張シテ京都帝国大学ト為シ法医工文理ノ五分科大学ヲ置クモノトシ漸次各分科大学ノ設備ヲ整へ以テ東京ノ帝国大学ト対立セシメ関西最高教育ノ府ニ充テントス」(前掲『牧野伸顕文書』224、前掲『京都大学百年史』資料編 2、95 頁) となっており、「当初案」と共通するところが多い。

(23) 前掲「京都大学創立ノ事情」124 頁。

(24) 前掲『京都帝国大学創立ニ関スル書類』。

(25) 例えば、前掲「清国賠償金ノ一部ヲ東京及京都ノ帝国大学基本金トシテ交付セラレンコトヲ請フノ議」では、高等中学校より帝国大学への進学者が、1894 年が 341 名、1895 年が 448 名であり、1896 年は 618 名、1897 年には 860 名になると予測した上で「到底一大学ニ於テ之ヲ収容シ得ヘカラス」と述べられていた(前掲『京都大学百年史』資料編 2、95 頁)。

(26) その後も教育改革論は頻りに論壇を賑わすが、帝国大学の進学体系上の位置を改編するような案は後景に退き、逆に帝国大学をさらに増設する必要を説く議論がたびたび登場するようになる。例えば、1900 年 1 月 31 日には貴族院に高等学校及大学校増設に関する建議案が提出されているが、それを報じる教育雑誌は「東海、四国、信越の高等

学校、東北、九州の大学増設は、殆んど一般の輿論なり」と強調している(「帝国議会と教育問題」『教育時論』第 534 号、1900 年 2 月 15 日、14 頁)。